

平成26年12月議会 条例議案について(子ども家庭局)

○ 各条例の概要

議案	条例の名称	制定理由	主な内容	施行時期
174	北九州市認定こども園の認定要件に関する条例について	福岡県事務処理の特例に関する条例の改正による権限移譲に伴い、幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定要件を定めるもの。	<p><b>(1)職員に関する要件</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・職員の配置基準、資格など</li> </ul> <p><b>(2)設備に関する要件</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・園舎・屋外遊技場の面積、保育室、遊戯室、乳児室、ほふく室等の設置など</li> </ul> <p><b>(3)運営に関する要件</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・教育及び保育の内容、管理運営など</li> </ul>	規則で定める日 (平成27年4月1日を予定)
175	付属機関の設置に関する条例及び北九州市社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について	児童福祉法の一部改正に伴い、付属機関の設置に関する条例及び北九州市社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の関係規定を改めるもの。	<p><b>(1)付属機関の設置に関する条例の一部改正</b></p> <p>ア 小児慢性特定疾患対策協議会の名称変更 「小児慢性特定疾患」の名称が「小児慢性特定疾病」に改められたため、名称の変更を行うもの。</p> <p>イ 担任する事項の改正 医療費の支給認定について規定する条項が改正されたもの。 (第21条の5⇒第19条の3第3項)</p> <p><b>(2)北九州市社会福祉施設の設置及び管理に関する条例</b></p> <p>条例に引用する児童福祉法の条項ずれに伴う規定の整備を行うもの。 (第6条の2第1項⇒第6条の2の2第1項)</p>	平成27年1月1日
176	北九州市児童福祉法の規定に基づく過料に関する条例について	<p>児童福祉法(昭和22年法律第164号)第62条の6及び7では、障害児に対する通所または入所給付に関して、条例により過料を科する規定を設けることができることとなっている。</p> <p>小児慢性特定疾病医療費の支給に関しては、児童福祉法の改正により、上記条項に、過料を科する規定が新設された。</p> <p>適正な事務を執行するためには、強制力のある罰則も定めておくことが必要であるため、今回、条例により過料を科する規定を設けるもの。</p>	<p><b>(1)過料に処する者</b></p> <p>ア 小児慢性特定疾病に係る医療受給者証又は障害児入所給付に係る入所受給者証の返還を求められて応じない者</p> <p>イ 障害児通所給付に係る通所受給者証の提出又は返還を求められて応じない者</p> <p>ウ 正当な理由なしに、小児慢性特定疾病医療費、障害児通所給付費及び障害児入所給付費の支給に関して必要な報告等をしない者又は虚偽の報告をした者</p> <p>エ 正当な理由なしに、障害児通所支援等を行う事業者等で、必要な報告等をしない者又は虚偽の報告等をした者</p> <p><b>(2)過料の額</b></p> <p>10万円以下</p>	平成27年1月1日